

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111（内線 755）

新しい被保険者証を郵送します

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証（黄色）は、7月31日で有効期限が切れます。8月1日から使用できる新しい被保険証を（オレンジ色）を、7月中に簡易書留で郵送します。

現在お持ちの被保険証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証は、8月1日以降に破棄をお願いします。

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の更新手続き

現在「限度額適用認定証」（桃色）「限度額適用・標準負担額減額認定証」（黄色）を持っている人

7月31日で有効期限が切れます。引き続き該当する人には、8月1日から使用できる新しい「限度額適用認定証」（桃色）「限度額適用・標準負担額減額認定証」（オレンジ色）を、被保険証と一緒に7月中に郵送します。

新しく申請が必要な人

所得区分がⅠ・Ⅱの人および現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの人で、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下「減額証」という）または「限度額適用認定証」（以下「限度証」という）を持っていない人は、外来および入院で受診するときに、この認定証が必要となります。認定証が必要な人は、被保険者証と印鑑を持って役場窓口にお越しください。

自己負担割合、自己負担限度額および入院時食事代（※8月1日から）

負担割合	所得区分	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代 (1食当たり)	「減額証」 「限度証」 発行の有無
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)		
3割	現役並み所得者Ⅲ (住民課税所得 690万円以上の人)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% <多数回 140,100円>(※1)		460円 指定難病患者の人などは 260円の場合もあります	発行なし 申請不要
	現役並み所得者Ⅱ (住民課税所得 380万円以上の人)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% <多数回 93,000円>(※1)			発行あり 申請が必要
	現役並み所得者Ⅰ (住民課税所得 145万円以上の人)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <多数回 44,400円>(※1)			発行あり 申請が必要
1割	一般	18,000円 (年間上限14.4万円)	57,600円 4回目以降44,400円 (※1)		発行なし 申請不要
	区分Ⅱ(※2)	8,000円	24,600円	過去12か月で90日までの 入院210円 過去12か月で91日からの 入院160円(※4)	発行あり 申請が必要
	区分Ⅰ(※3)	8,000円	15,000円	100円	発行あり 申請が必要

● 一部負担金（病院などでの窓口負担）の割合

同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者全員の市町村民税課税所得が145万円未満である被保険者 1割
同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者のうち（本人含む）、どなたかが市町村民税課税所得が145万円以上である被保険者 3割

※新しい被保険証（オレンジ色）に記載された一部負担金の割合は、令和元年度の市町村民税の課税所得をもとに判定しています。

● 入院時の食事代

療養病床に入院する場合は金額が異なりますので、入院時に医療機関にお尋ねください。

（※1）過去12カ月以内に外来+入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は、多数回に該当し<>内の金額となります。

（※2）区分Ⅱとは、世帯の全員が住民税非課税の人（区分Ⅰ以外の人）。

（※3）区分Ⅰとは、世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が0円の人。（年金の所得控除額を80万円として計算）

（※4）過去12カ月以内の入院日数が90日を超えた場合は、長期入院の申請により食事代が160円になります。

国民健康保険加入者の皆さんへ

問い合わせ先 本庁 税務住民課 町民税係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111（内線 755）

新しい被保険者証（一般被保険者・退職被保険者）を郵送します

現在お使いの国民健康保険被保険者証（薄むらさき色）は、7月31日で有効期限が切れます。8月1日から使用できる新しい被保険証（薄みどり色）を、7月中に簡易書留で郵送します。

現在お持ちの被保険証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証は、8月1日以降に破棄をお願いします。

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の申請手続き

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証が必要な人は、申請が必要です。

現在、認定証をお持ちの人で引き続き8月1日以降も必要な人も、再度申請が必要です。認定証が必要な人は、新しい被保険証を持って役場窓口にお越しください。

医療費の自己負担割合

70歳未満 3割
70歳以上75歳未満 2割（ただし、現役並み所得者は3割）
※誕生日の翌月から負担割合が変更になります。8月以降に70歳の誕生日を迎える人は、誕生日の属する月（1日生まれの人は前月）に負担割合を記載した被保険証を送付します。

国保税の軽減範囲及び賦課限度額が変わります

中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、国民健康保険税条例の一部を改正しました。国保税の5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準が緩和されます。

軽減制度とは

所得が低い世帯への税負担を軽減する目的で、国保税のうち「均等割」と「平等割」について、7割、5割または2割を軽減する措置です。

これは、所得額が一定の基準以下の世帯への税負担を少なくする制度で、所得に応じて軽減をします。※世帯主と国民健康保険被保険者の所得の合計（国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人の所得も加算します）が、下記の表の額より少ない場合に軽減が適用されます。

軽減判定基準

	平成30年度（改正前）	令和元年度（改正後）
5割軽減	基準額33万円+（①×27.5万円）以下	基準額33万円+（①×28万円）以下
2割軽減	基準額33万円+（①×50万円）以下	基準額33万円+（①×51万円）以下

- 表中の①は、「被保険者数+特定同一世帯所属者数（擬制世帯主※を含まない。）」
※擬制世帯主とは…世帯主は国民健康保険に加入していないが、世帯員に国民健康保険の被保険者がいるため、納税義務が発生する世帯主のことです。
- 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したため国民健康保険の資格を喪失した人で、喪失した日以後継続して同一世帯主の世帯に属する人をいいます。
- 軽減判定を受けるための手続きは不要です。
- 世帯の中に所得を申告していない人がいる場合は、軽減の対象世帯とはなりません。

賦課限度額

	平成30年度（改正前）	令和元年度（改正後）
医療保険分	580,000円	610,000円
後期高齢者支援金分	190,000円	190,000円
介護納付金分	160,000円	160,000円
賦課限度額合計	930,000円	960,000円

※賦課限度額は、1世帯の国民健康保険税の上限額のことです。